

平成二十四年 第五回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十四年五月十六日(水)午後三時十分

二 閉会日時 平成二十四年五月十六日(水)午後四時十六分

三 会議開催の場所 青森市立泉川小学校 一階 視聴覚室

四 出席委員

五 事務局出席職員

教育部長  
理事  
教育次長  
教育次長  
浪岡教育事務所長  
参事兼社会教育課長事務取扱  
参事兼文化スポーツ振興課長事務取扱  
総務課長

小野寺 晃  
工藤 壽彦  
金澤 保  
成田 一三三  
和田 比呂志  
館田 一弥  
加藤 文男  
岸田 耕司

中央市民センター館長  
文化財課主幹  
市民図書館長  
学務課長  
学校給食課副参事  
指導課長  
浪岡教育事務所教育課長

今牧 彦  
吉田 亘  
田中 聡子  
山谷 尚史  
本間 昭彦  
伴間 孝文  
鳴海 雄大

柳谷 章二  
鎌田 慎也  
西村 惠美子  
平出 道雄  
石澤 千鶴子  
月永 良彦

## 六 会議に付議された案件

### (一) 議事

- 議案第十九号 スポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議案第二十号 青森市就学指導委員会に関する規則を廃止する規則の制定について
- 議案第二十一号 青森市就学指導委員会条例の制定について
- 議案第二十二号 平成二十四年度一般会計補正予算について
- 議案第二十三号 専決処分について

### (二) 報告

- (一) 青森市立金沢小学校改築事業について
- (二) 財産の取得について【教育用情報処理機器の購入（青森地区）】
- (三) 森林博物館用地の一部譲渡について
- (四) 「社会教育・生涯学習事業の改善及び再構築に関する提言書」について

### (三) その他

## 七 会議録署名委員

石 澤 千鶴子  
月 永 良彦

## 八 会議の概要

午後三時十分委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項七のとおり指名する。  
議案第二十一号から議案第二十三号について、非公開の会議とすることを決定し、審議を行い、原案のとおり決定する。  
議案十九号及び議案第二十号について審議を行い、原案のとおり決定する。  
事務局から四件の報告をし、平成二十四年第六回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案第二十一号から議案第二十三号を審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

## 九 会議の状況

### (一) 議 事

委員長

それでは議事に入ります。

議案第十九号 スポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について「事務局から説明をお願いします。

#### 工藤理事から説明

説明に入ります前に、議案の訂正をお願いします。議案二枚目でございますが、附則「施行期日」の次に、「この条例は、公布の日から施行する」となっておりますが、「この規則は」との誤りでございますので、大変申し訳ありませんが、訂正をお願いします。

それでは、説明に入らせていただきます。本議案は、昨年八月、スポーツ振興法を五十年ぶりに全面改正した「スポーツ基本法」が施行されたことに伴い、教育委員会規則のうち、これまで旧法の規定により用いて参りました名称等を、新法の規定に即した名称等に改めるため、現行規則に所要の改正を行うための規則を制定するものであります。それでは、お手元に配付させていただきました新旧対照表により、具体的な改正内容を御説明させていただきます。はじめに資料の二ページを御覧ください。これは、「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」における各課の分掌事務を規定した別表でございますが、このうち、別表第一の文化スポーツ振興課の分掌事務中、第六号の「スポーツ振興に関する事項」を「スポーツ推進に関する事項」に改めるとともに、浪岡教育事務所教育課の分掌事務を規定した別表第二中、第二十六号の「スポーツ振興に関する事項」を「スポーツ推進に関する事項」に改めるものでございます。

次に資料の三ページを御覧ください。これは、「青森市体育指導委員の設置に関する規則」でございますが、まず一点目として、新法施行により「体育指導委員」につきましては、「スポーツ推進委員」に名称変更されたことから、規則の題名を「青森市体育指導委員の設置に関する規則」から「青森市スポーツ推進委員の設置に関する規則」に、ま

た、第一条中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるとともに、当該委員設置の根拠法令及び条項につきましても、旧法の「スポーツ振興法第十九条」から新法の「スポーツ基本法第三十二条」に改めるものでございます。続いて二点目といたしまして、第二条本文中「スポーツ振興に関し」の部分を「スポーツ推進に関し」に改めるとともに、新法において当該委員の職務として新たに「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」が追加されたことを踏まえ、第二条第五号において同様の規定を盛り込むこととし、これに伴い、現行規則の第五号を第六号に繰り下げます。

更に三点目といたしまして、第五条第四項中、「その職務を行う上に必要な…」との部分を、より適切な文言として「その職務を遂行する上で必要な…」に改めるものでございます。

最後に資料の四ページを御覧ください。これは「青森市生涯学習推進員設置規則」でございますが、他の委員との兼職の禁止を規定した第五条のうち、第三号の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

以上が議案第十九号の内容でございますので、委員の皆様方におかれましては、何卒慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

鎌田委員

スポーツ推進委員の活動実績について、どのような団体で活用しているのかをお聞きしたい。それからもう一つ、今年度スポーツ推進計画を策定することとなっているが、そのスケジュールがどうなっているのかお伺いしたい。以上です。

文化スポーツ振興課長

ただいまの御質問にお答えいたします。まず一点目ですが、どのような団体で活用しているのかということにつきまして、現在スポーツ推進員は総勢二十九名おり、活動していただいております。主に地域、職域など様々な活動単位でスポーツレクリエーションに取り組まれている団体の要請に応じて、直接赴いて指導或いは助言をいただいております。昨年度の実績では、延べでございますが、二千四百件ほどの活動をしていただいております。続きまして、スポーツ推進計画のスケジュールでございますが、大まかな説明をさせていただきますと、今年度その作業を進めてまいります。スポーツ推進審議会という別な組織があり、そこで年四回ほどの審議をしていただきまして、本年十二月までには、計画の策定をしたいと考えております。そのために、様々な各種競技団体の方からの意見聴取、百人委員会、パブリックコメントなど、市民意見の聴取のステージも考えて進めて参りたいと考えております。

委員長 そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

西村委員 ただいまのお話は、小中学校の部活動といったようなものにも入ってくるのでしょうか。

文化スポーツ振興課長 三月に策定された、新しい国のスポーツ振興計画基本法を踏まえ、その中には学校体育という部分の記述がたくさん盛り込まれております。

従いまして、小中学校の体育の部分であっても、その連携についても触れておりますので、地方の計画、すなわち青森市の計画の策定の中でもいろいろ議論いただいたうえで、盛り込む盛り込まないなど具体的な部分についても議論していただこうと思っております。

西村委員 今後、部活動などにも活用できる可能性があると、理解してよろしいでしょうか。

文化スポーツ振興課長 今のお話は、スポーツ推進員を学校の部活動に活用するといったようなお話でしょうか？

先ほど申し上げた「連携」という言葉は、「連携・調整」といった、新たな推進員の役割が規定されておりますので、その部分で具体的に国の方でどこまで意図していたのか分かりませんが、我々としては市の施策、或いは事業展開に協力いただくとといった意図で進めていきたいと思っております。具体的に学校に協力するかしないかについてはまだ決まっておりますので、今後検討させていただきたいと思えます。

委員長 そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員長 ないようであれば、議案第十九号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案とおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第二十号「青森市就学指導委員会に関する規則を廃止する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第二十号「青森市就学指導委員会に関する規則を廃止する規則の制定について、御説明申し上げます。

これまで、教育委員会におきましては、就学予定者及び在学児童等のうち、障害がある方に係る教育について、青森市就学指導委員会に関わる規則に基づき青森市就学指導委員会を開催してまいりました。検査等審議の結果により一人一人の障害の状態に応じた適切な教育について、さまざまな観点から総合的かつ慎重に協議し、望ましい就学の場を教育長に具申しまいりました。

このたび、お手元に配付しております「青森市附属機関の設置及び運営に関する指針」「青森市附属機関以外の会合等の運営に関する基準」に基づき、当該委員会の在り方を検討した結果、市の附属機関として設置すべきとの結論に至りました。

これに伴い、「青森市就学指導委員会条例」を制定することとなりましたことから、「青森市就学指導委員会に関する規則」を廃止するため、当規則案を提案するものであります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

月永委員

今まで就学指導委員会は、附属機関に準ずる機関として、位置づけられていたわけですが、今回の整理において、附属機関ということになり、これまで規則で行ってきたものを条例で行うことになり、きちんとしたものにしていくということだと思います。

これは学校にとっても、いい方向に動いていくということで、実質的には附属機関として、今年度から就学指導室という部署を設置いたしました、室長や専門の指導主事と共に就学検査員の専門家二名を置いて、いつでも検査をして、子ども達が特別支援学級に、もしくは特別支援学校に入れるようになりました。今までは、一回の検査しかできなかったのですが、常置することによって、四回以上検査ができるということや、いつでも検査を受けて、特別支援学級や特別支援学校に入れるというシステムになっております。また、これまでは一年くらい待たされたりなどありましたが、今後このように規則を廃止し、条例にしていくことによって、非常に効率的に、なおかつ利便性の高いものになっていくことで、大変喜んでおります。また、就学指導委員になる人についても、心理学に関する専門的な知識を有する者であるとか、障害のある子ども達をよく知ってい

る専門的な知識をもった者があたるということ、非常に結果的にはきめ細やかな就学指導委員会になっていくこと、この規則を廃止し、条例を設置したことについて、私は非常に喜んでるところでございます。

西村委員

条例化することによりまして、保護者にとりましては、利便性以上に信頼性が高まるのではないかと思います、期待いたします。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員長

ないようであれば、議案第二十号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案どおり決定することいたします。

## (二) 報 告

委員長

それでは、報告事項に入ります。今回の報告事項は四件となっております。

はじめに、(一)「青森市立金沢小学校改築事業について」事務局から報告をお願いいたします。

総務課長から説明

青森市立金沢小学校改築事業について御報告いたします。

教育委員会といたしましては、耐震診断の結果を踏まえ、速やかに耐震補強工事を実施しており、平成二十四年四月末時点で、耐震補強工事が必要な三十七校のうち、全面改築予定の小柳小学校、浅虫小学校校舎、平成二十三年度末に耐震診断結果が出された西田沢小学校を除く三十四校の校舎もしくは屋内運動場の耐震補強工事を鋭意進めて参りました。

このうち、金沢小学校校舎につきましては、平成二十年度に実施した耐震診断の結果、耐震補強工事による耐震性能の確保が困難であると判定されたことから、平成二十四年第一回青森市議会定例会に、当該建物の改築に要する所要の予算案を提出し、御承認を頂いたところでございます。

お手元の資料「金沢小学校校舎改築工事スケジュール」を御覧下さい。

当該改築工事につきましては、去る四月二十五日に条件付き一般競争入札を執行した結果、金沢小学校校舎改築工事につきましては、予定価格内で、阿部重・大坂建設工事共同企業体が十二億五千七百万円で落札したところであります。

金沢小学校校舎改築電気設備工事につきましては、予定価格内で、株式会社五十嵐電気商会が一億四千三万四千三百円で落札したところであります。

金沢小学校校舎改築暖房換気設備工事につきましては、予定価格内で、北日本管工業株式会社が一億二千六百六十七万二千元で落札したところであります。

予定価格が一億五千万円を超える案件につきましては、市議会の議決が必要であり、来る平成二十四年第二回青森市議会定例会に契約事務を所管しております総務部より議案を提出する予定としております。

なお、金沢小学校の屋内運動場につきましては、平成二十二年度に耐震補強工事は終了しております。  
以上でございます。

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等はいかがでしょうか。

鎌田委員

全国の耐震化率と県全体の耐震化率はどうなっているのでしょうか。

総務課長

平成二十四年四月末時点での数字はまだでておりませんが、平成二十三年四月一日時点でお答えしますと、小中学校合わせで全国では、八十・三パーセント、青森県では八十二・二パーセント、一方、青森市につきましては、昨年の時点では九十一・八パーセント、平成二十四年四月一日時点では九十四・二パーセントの進捗となっております。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

平出委員

このような大きな改築工事について、今世界的にも日本においても、環境への問題が重視されるようになっております。そのような中で、太陽光発電ですとか、LEDですとか、省エネの視点からこの改築を考えることがあってもいいのではないかと思います。この点についてどうお考えでしょうか。

総務課長

今回の金沢小学校の改築にあたりましては、校舎の屋上に太陽光発電設備十キロワットを整備することとしております。教室でのLEDの使用は、生徒の目に影響を与えるかどうかなどもありますので整備しておりませんが、玄関部分ですとか、共用部分についてはLEDなども活用しながら施設の省エネ化というものを考えております。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

西村委員

今後この改築工事が進められていくうえで、四十人学級から三十三人学級を見据えるということも重要かと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

総務課長

現在の金沢小学校につきまして、学級数の部分でいいますと、普通学級で十八学級、特別支援学級もあり、今後の整備にあたっては、三十三人学級を目安とした普通学級のクラスを確保していきたいと考えております。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

月永委員

これから工事が進むわけですが、校庭の使用などの子ども達や学校に不便をかけることになるかと思えます。学校から相談を受けましたら、近隣の学校等にもお願いして、便宜を図ってあげたいと思っております。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員長

それでは、私のからですが、現在の青森市の耐震化についてでございますが、国・県の平均値を上回っているということにおいては、評価できるのではないかと思います。これからも引き続き、百パーセントにまでなるように努めていただきたいと思います。たった今、御意見がありましたように、環境対応、そして省エネルギーへの対応に十分に視点を取り入れて取り組

みいただきたいと思います。よろしく願います。

委員長

次に、(二)「財産の取得について 教育用情報処理機器の購入 青森地区」を事務局から報告をお願いいたします。

総務課長から説明

情報処理機器整備に伴う、財産の取得について御報告いたします。

現在、小・中学校に導入されております教育用情報処理機器につきましては、青森地区は平成八年度から、浪岡地区は平成十一年度から、それぞれリースにより対応してまいりました。

しかしながら、当該機器の経年劣化による故障件数が増加していることや、ウインドウズXPのサポートが、平成二十六年四月で終了することを踏まえ、平成二十三年度から平成二十五年年度までの三カ年で、それぞれの機器のリース期間終了にあわせ、順次新規購入での整備を行うこととしておるところでございます。

このうち、平成二十四年度におきましては、青森地区小学校二十五校分について整備するものであります。

取得する財産は、ノートパソコン七百九十九台、サーバ二十五台、A三対応カラーレーザープリンタ二十五台、A四対応インクジェットプリンタ二十五台であります。

去る五月七日に、指名競争入札を執行した結果、予定価格内でNTT東日本青森が六千八百七十七万五千円で落札したところであります。

予定価格が二千万円を超える案件につきましては、市議会の議決が必要であり、来る平成二十四年第二回青森市議会定例会に、契約事務を所管しております総務部より議案を提出する予定としております。

以上でございます。

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

石澤委員

情報処理機器の普及ということ、情報基盤社会、そしてグローバル化や加速化が進んでいて、学校と教育の情報化の役割や指導の役割はとも大きいと思います。それに伴って、その情報機器の整備と共に、先生方や教諭の方々の指導の支援も重要となってくるかと思いますが、それについてはどのようになっているのでしょうか。また、その情報機器を活用しての学習はどのような事を行っているのでしょうか。お知らせください。

## 指導課長

急速に情報化が進展する社会におきまして、子ども達が適切に情報を活用する力を育む情報教育が近年求められるところがございますが、このような背景を受けまして、新学習指導要領におきましては、各教科の中に情報教育が位置づけられ、小学校から中学校まで段階的に情報教育を行うよう示されているところでございます。教育委員会事務局といたしましては、情報教育を学校教育指導の重点の一つとして位置づけ、次の三点の手立てを持ってその充実を図っているところでございます。まず、一点目は、情報教育に関する教師の指導力の向上でございます。具体的には、初級から上級まで教師の知識や技能に応じた四つの研修講座を開催しまして対応しております。また、授業におけるコンピュータの活用など学校の情報教育に対して、直接、指導・助言を行うよう、学校訪問を実施することにより、その中で情報教育に関する指導力の向上を図っているところでございます。二つ目は、情報教育に必要な環境の充実ということでございますが、具体的には児童生徒が一人一台のパソコンを使用できるコンピュータ室の整備、それから通常の授業でデジタル教材を活用できる、その後ろにもございますが、大型ディスプレイの整備、黒板の脇にございます大型ディスプレイ、その下にパソコンを配置し、常にそこで見るようにしておりますが、これらの情報教育を行うに必要な情報機器の整備に努めております。この、人的・物的両面からの手だてによりまして、各学校において児童生徒が情報機器に直接触れながら学ぶ機会が増えると共に、情報教育がねらいとする情報活用力が身につけてきているということになります。最後三つ目は、情報モラルの徹底を図っているということでございます。具体的には、子ども達のインターネット上におけるいじめや個人の誹謗中傷等の書き込みが問題となっていることから、ネットを監視しトラブルの原因となる書き込み等の根絶を図っているとともに、学校への情報提供又は保護者向けにネット上のモラルやマナーを向上させるために啓発・活動を行っております。子ども達が被害者や加害者にならないように犯罪の未然防止を図っております。教育委員会といたしましては、今後も各学校の情報教育が充実するよう、各方面から指導及び支援を行って行きたいと考えております。以上でございます。

## 委員長

今日、泉川小学校で授業参観をさせていただいたのですが、こちらに大型ディスプレイが三台設置・活用されているというようなことで、確か理科の授業だったと思いますが使われていました。そのような点で、カリキュラムの中にいると電子機器がかなり導入されているという印象を強く持ちました。是非とも、よその都市でもいろいろ取組みがなされているようですので、時代にふさわしい周りの環境ということと、これらの情報機器の活用を進めていただきたいと期待して思っておりますので、よろしく願います。

西村委員

今回の新規購入される台数は必要に見合うものを満たしているのではないと思われるので、順次新規購入をしていくわけですが、リースでこれまで満たしていた分と、今回の新規購入の分は同じ数量と解釈してよろしいのでしょうか。

総務課長

基本的な考え方は、小学校では一クラス分は確保することにしてございます。一人一台という国の基準もありませんので、小学校については一クラス分を確保するという台数となっております。中学校についても同様の台数を確保してございますので、基本的には同じということになります。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員長

次に、(三)「森林博物館用地の一部譲渡について」事務局から報告をお願いいたします。

文化財課長から説明

森林博物館用地の一部譲渡について、御報告いたします。

青森県では、森林博物館の正面にあります国道二百八十号線沿いの歩道について、歩行者の事故防止を図るための拡幅工事に伴う用地取得を順次、進めてきております。

計画では、延長約三百二十メートルを対象に、歩道・車道あわせて約三メートルを拡幅する予定となっております。

このうち、延長約九十メートル、幅約三メートル、面積に百九十五・六九平方メートルが森林博物館の敷地に含まれているため、この区域を事業主体である青森県に譲渡しようとするものであります。

また、譲渡予定地内の門柱四本、外灯二灯、看板一基については移設。立ち木五十二本のうち三十五本は移植、十七本は伐採の予定であります。移転に係る工事につきましては、八月から十二月の期間で順次、進めて参りたいと考えております。

なお、塀やバス待合所については、県の拡幅工事の一環として移転する予定となっております。

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

森林博物館の中にある植物の一部が伐採されるとするのは、少し残念だと思ひまして、できることならば、どこかに移植す

ることができないのかと考えております。

文化財課長

該当している部分が五十二本あるのですが、このうち三十五本は移植したいと考えております。県の太い木になりますと、どうしても大きい機械が入るスペースがなく作業ができないため、その分の十七本を伐採することになります。移植につきましては、敷地内の周辺に、できるだけ東側、駐車場の北側のスペースに移植する予定となっております。

委員長

私からも申し上げます。私はいつも、青森市は緑の文化であるということにこだわって発言させていただいているのですが、森林博物館の敷地内には、それなりの意味をもたせて、或いは考えがあって植栽をした立ち木等があるのではないかと思っております。ですから移植が困難だということもあるんでしょうが、できるだけそいつた背景があるものについては、移植等をしながら、青森県の自然文化と言いましょるか、木の文化と言いましょるか、こういったもの少しでも大事にする、育てていくということに期待しています。よろしくおねがいます。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

月永委員

森林博物館は建物も含めて敷地が一つの景観となっており、非常に良い雰囲気を出している施設です。それだけに、これを今、少し削って狭まるのは、ちょっと残念な気がします。実際にあそこを通ってみた方はよくお分かりとは思いますが、そこは沖館小学校や中学校の子ども達の通学に関わっている道路でもあります。特に冬場なんかは、非常に危険な状態になっているということで、私も心配しておりました。それだけに今回、多少、私たちの森林博物館の敷地が狭くなるというデメリットがあるとしても、安全ということを考えれば、早く整備されることを願っている次第でございます。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

西村委員

整備をすることに対しては、異論はございません。ただ、伐採される木に関しては、その後の活用もぜひ考えていただきたいと思えます。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

次に、(四)「社会教育・生涯学習事業の改善及び再構築に関する提言書について」事務局から報告をお願いいたします。

社会教育課長から説明

「社会教育・生涯学習事業の改善及び再構築に関する提言書」について、去る五月十四日に、青森市生涯学習推進委員会より提出いただきましたので、その概要について、一番目の資料「社会教育・生涯学習事業の改善及び再構築に関する提言書について」により御報告申し上げます。

資料のページを御覧ください。

青森市生涯学習推進委員会につきましては、市の生涯学習の推進に関する事項等について、専門的視点や市民視点から御審議いただくため、平成二十二年八月十一日から平成二十四年八月十日までの任期で公募委員三名を含む十三名の委員から組織されました。

当委員会におきましては、教育委員会がこれまで実施して参りました社会教育・生涯学習事業の検証を行い、その改善点や再構築に向けた意見・提案をいたくとも、平成二十三年二月に策定した「青森市新総合計画 元氣都市あおもり 市民ビジョン」前期基本計画に掲げた社会教育・生涯学習分野に関する施策について、今後取り組むべき具体的方策や留意すべき点等について検討・協議を行っていただいたところです。

次に主な提言内容でございますが、「個別事業に対する意見・提案」といたしまして、「社会教育活動・生涯学習活動の推進」を図るための十四の主な事務事業に対しては、まず「生涯学習情報提供事業」では、「集約した情報が市民に上手く伝わるよう、情報の渡し方を工夫すること」また、「生涯学習支援事業」では、「地域に根ざした学習拠点として、各市民センターにおいては、各地域の特色を生かした事業展開を図ること」など十八件の意見・提案をいただきました。

続きまして、資料の二ページを御覧ください。

「青少年の健全育成」を図るための十一の主な事務事業に対しては、「ものづくり・サイエンス体験事業」では、各地区の子どもの多くが参加できるよう、様々な地区での開催について検討を行うこと、「また」「うとう家庭教育学級運営事業」では、「知的障がいなどがある児童の保護者や関係機関のみならず、一般の方々への周知・PRを工夫すること」など、十三件の意見・提案をいただいております。

また、「施策の主な取組みに対する主な意見・提案」といたしましては、青森市新総合計画に掲げる「社会教育活動・

生涯学習活動の推進」に対しまして、「学習活動の推進」については、「社会の要請が強い学習活動が促されるように、講座を量的・質的に拡大する必要がある」という意見や、「多様な主体との連携」については、「地域住民の身近な学習ニーズや行政課題を把握し、その推進に取り組む必要がある」など七件の意見・提案をいただきました。

次に、「青少年の健全育成」に対しては、「学校・家庭・地域の連携」に関して、「地域住民が、家族や地域の絆を深める」「学び合い、支え合う」「学習活動を推進し、地域の活性化を促進する必要がある」という意見や、「若者の社会的自立の促進」について、「若年者が働くことや生きることの尊さを学ぶ機会を充実するため、学校における奉仕活動・体験活動等に関する連絡・相談を行う連携窓口の設置促進や家庭・地域との橋渡し役となるコーディネーターの養成を行うことが重要である」など、二十四件の意見・提案をいただいております。

教育委員会事務局といたしましては、青森市生涯学習推進委員会からいただいた貴重な御提言の内容を、関係各課の連携のもとに十分吟味し、少しでも多く事務事業に反映できるよう今後検討して参ることとしており、市民一人ひとりが生きがいを見出し、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習及び社会教育の充実に向けて、これまで以上に一体的かつ戦略的に事業展開を図って参りたいと考えております。

生涯学習推進委員会からの提言書の報告については以上でございますが、この度の提言書の提出をもって、生涯学習推進委員会の活動が一つの区切りを迎えたところでございます。

教育委員会事務局といたしましては、これを機に、これからの社会教育活動の充実に向けた方向性や検討すべき課題を踏まえまして、今後の社会教育・生涯学習推進体制のあり方について検討いたしましたので、その検討内容について御意見をいただきたいと考えております。

お配りいたしました資料の「今後の社会教育・生涯学習推進体制のあり方について」、この資料の一ページを御覧ください。

本市におきましては、今後の社会教育活動・生涯学習活動の推進に向けた方向性として、一つに、地域課題の解決に向けた社会教育活動の充実、二つに、誰もが気軽に学ぶことができる環境の充実、三つに、地域に根ざした市民のための学習活動拠点づくりに取り組むこととしておりますが、これらの実現に向けて、検討していかねばならない課題が様々あります。

まず、今年度から策定に取り組むこととしている教育振興計画に位置付けるべき社会教育活動の充実に向けた具体方策、「全庁的な方針が現在検討されている」コミュニティ施設の再配置に関連した市民センターのあり方、更には「市民ニーズや社会要請に対応した学習機会の提供」などでございますが、これらの課題を踏まえまして、今後の推

進体制に求められる機能を検証するとともに、改めて生涯学習推進委員会の役割や権限を平成二十年三月に条例廃止した社会教育委員と比較検証したものであります。

次に、資料の二ページを御覧ください。生涯学習推進委員会と社会教育委員の役割を比較した資料であります。

まず、左側の生涯学習推進委員会でございますが、根拠となる法令はなく、市独自の条例に基づきまして平成十三年に設置したもので、市の生涯学習の推進を図るために、生涯学習の方策に関する事項、学習環境の整備に関する事項、その他生涯学習の推進に関する事項の三点について審議することを役割として、その取組み内容といたしましては平成十九年までの三期の活動の中で、記載のとおり、生涯学習の推進に関する三つの提言を取りまとめてきたところでございます。

資料中ほどの囲みにあります、生涯学習推進委員会の設置の経緯であります。平成十二年度までは教育委員会に生涯学習部があり、平成十二年四月に「生涯学習推進基本構想・基本計画」を策定するなど、生涯学習施策につきましては、教育委員会が所管しておりました。

しかしながら、平成十三年度の機構改革におきまして、生涯学習施策について全庁的な連携のもと総合的な推進を図るとして、青少年教育や学校教育と関連する一部の社会教育を除き、文化、スポーツをはじめ、ほとんどの生涯学習施策は、市長部局の市民文化部に移管され、生涯学習部は廃止されました。

生涯学習推進委員会は、同年度、市長部局における生涯学習の推進体制の一部として、市民視点から生涯学習推進計画の推進方策を審議・検討することを目的に設置されたものであります。

一方、右側の社会教育委員は、社会教育法を根拠とし、社会教育委員設置条例に基づき、旧青森市においては昭和二十八年から設置されていたもので、その職務についても社会教育法に明記されております。

具体的には、社会教育に関する諸計画を立案すること、定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに意見を述べること、そしてこれらの職務を行うために必要な調査研究を行うことのほか、法で認められている権限といたしまして、教育委員の会議に出席して意見を述べること、青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体や指導者等に対して指導・助言を与えることが社会教育法に規定されております。

そして、社会教育委員の取組については、平成十五年度から十六年度において、学校・家庭・地域社会の連携方策等についての研究報告の作成や、社会教育関係団体への補助金交付に対する意見聴取などが行われております。

また、過去には、本市の社会教育・生涯学習の拠点であります現在の市民センターの整備考え方の基礎となります、いわゆる八館構想というものでございますが、『本市における公民館の設置体制について』や、その次の二次構想とし

て『公民館の整備充実について』を建議いただいております。

以上が二つの機関の役割についてであります。

次に三ページを御覧ください。

この二つの機関に関するこれまでの経緯でございますが、平成十九年度において、「設置目的や審議内容が類似する附属機関等は可能な限り統合する」とした市の行財政改革プログラムの見直し方針によりまして、生涯学習推進委員会を存続し、社会教育委員を廃止することが市として決定され、社会教育委員設置条例の廃止について、平成二十年第二回教育委員会定例会での承認を受け、平成二十年第一回市議会定例会で御議決いただいたところであります。

その後、平成二十二年度には、再び機構改革が行われました。

これは、市長部局における生涯学習の取組みにより、全庁的な生涯学習情報の集約及び一元的提供の仕組みが構築できたものの、教育委員会との役割が不明瞭で、組織運営上も非効率であるといった課題があるとの評価を踏まえ実施されたもので、これにより、生涯学習推進委員会を含め生涯学習に関する事務が教育委員会に再度移管されることになりました。生涯学習推進委員会につきましては、設置の際の所期の目的は達成されたところであります。平成二十年における社会教育委員廃止時点の整理を踏まえて、平成二十二年八月に約二年ぶりに委員会を組織し、現在に至っているわけでございます。

ここで済みませんが、資料の一ページにお戻りください。

現在の推進体制になりました経緯及びその役割についてはただ今御説明したとおりであります。今後の推進の方向性、検討すべき課題を踏まえて、これからの推進体制に求められる機能といたしましては、資料の中ほどのございますように、一つには、今まで以上に市民の意向を反映させ、効果的な取組みとするため、社会教育・生涯学習行政に対してより積極的に関与できる体制、そして二つには、多様化・高度化する市民ニーズや社会要請に応える学習プログラム等を柔軟に、効率的に検討していくことができる体制が必要であると考えますが、教育委員会事務局といたしましては、これらの機能を発揮し、今後の社会教育・生涯学習の更なる充実を図ることのできる推進体制としては、法的根拠をもって上記課題に適切に対応できる、社会教育委員の再設置を検討すべきではないかと考えているところであり、それによりまして、社会教育法に規定される権限を行使することにより、一番下の方にありますが、一つに、教育委員会の会議に自発的に参加し、社会教育・生涯学習の政策形成に積極的に関与していくこと、二つとして、社会教育関係団体や指導者への指導・助言を通じ、社会教育に関する人材育成の役割を担うことのほか、生涯学習推進委員会は、会議体として教育委員会の諮問に応じて審議を行うのに対して、社会教育委員は独任性の機関として、委

員それぞれが職務を担うこととなりますことから、二番目として、学習プログラムや体験交流事業の企画・検討など、様々な課題やテーマを各委員が分担して効率的に検討を行うこと、四つに、突発的な社会要請や市民ニーズ等にも即時性もって柔軟に対応していくことなどが可能となるものと考えております。

長くなりました説明は以上でございますが、事務局といたしましては、社会教育・生涯学習の更なる推進に向けた推進体制のあり方について、委員の皆様から御意見をいただきながら、更に検討を深めて参りたいと考えておりますので、よろしく願います。

委員長

ただいま提言がだされたということに加えて、今後の社会教育を含めた生涯学習推進の体制について我々教育委員から意見をお聞きしたいという趣旨の説明がございました。この件について、皆さんの方から、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

西村委員

ただいま、提言に関する内容と生涯学習推進員の体制及び活動について、或いはまた今後の方向性について少しお話をいただきましたけれど、今後この提案を具体的にどのように生かしていくのかということ、それからどういうふうに具体化していくのかといったようなことが求められるだろうと思います。社会教育委員の法的根拠に基づくものと、行政改革のもとに生涯学習推進員で活動してきたことの、何と言いますか、限界と言いますか、課題と言いますか、そういったものが今回クローズアップされたことであって、社会教育委員と生涯学習といったようなものをどういうふうに推進していくのかということでは、全体的な戦略が必要になってくるかと思われまます。今後この体制をきちんと構築して、提言を踏まえて方向性を定めていかなければならないというふうに思います。

委員長

今日は意見聴取ということでございますので、皆さんのいろいろな意見を頂戴したいと思うのですが、その他、ただいまの社会教育並びに生涯学習の推進委員ということにつきまして、御意見を少し頂きたいと思っております。

鎌田委員

いろいろな提言を読ませていただきましたけど、やっぱり社会教育というものは地域住民の生活と結びついたものになっていないれば実効性がないという気持ちです。それから生涯学習の視点から、学校教育の一部と社会教育を再編成する可能性があるかないか、それから地域における各グループの活動が社会教育の中の計画の土台になるものでないかという感じがします。それから、学区ごとの地域、身近なところで、住民を主体とした計画でなければ、行政のまちづくりは阻害されるのではないか

など思います。

委員長　その他、委員の皆さま、いかがでしょうか。平出委員いかがでしょうか。

平出委員　今、鎌田委員がおっしゃった事に同意見です。

委員長　石澤委員いかがでしょうか。

石澤委員　私も同意見で、やはり地域に根ざした社会教育活動がより充実していくことを期待します。

委員長　私からも申し上げたいと思います。まず、先ほどの説明にありましたように、平成二十年二月に行財政改革プログラムの一つの判断基準として、目的が類似しているということで廃止され、今日までできているわけですが、さらに結果としまして市長部局の方で担ってきていたわけですが、生涯学習及び社会教育の充実ということで教育委員会の組織の中に再度取り込まれたという経過になっております。そこで、意味合いとして非常に似たような言葉なのですが、是非ともここには総合的・戦略的な社会教育に対する展望といえますか、方針というものをしっかりと作り上げていく形が必要なのではないかと、そしてそれを作り上げていく中で、充分にその提言等の発揮が実現するための権限というものが期待されていなければならないのではないかと思います。そういう点で根拠法を持つ社会教育法というものがあるわけですので、社会教育法という基本をもった形での、いわゆる独立性といえますか、よく分かりませんが、獨任性という言葉を使っておりますけれども、こういう形でしっかりと確立していくということが私は必要なのではないかと思います。いずれにしましても、非常に大切な教育活動ですので、これから先、教育委員の皆様並びにいろんな場で議論を進めながらこの政策の方針の決定があってほしいと思うところでございます。

委員長　その他、御意見ございませんでしょうか。

委員長　ないようであれば、このような形の意見を私も教育委員として述べさせていただきたいと思えます。

(11) その他

委員長 その他、事務局から何かございますでしょうか。

指導課長

来週の月曜日、五月二十一日に観測されます日食における児童生徒の安全確保につきまして、御報告申し上げます。

来週の五月二十一日月曜日朝に観測される日食は、金環日食でございます。最近話題となっておりますところでございますが、青森市において今回の日食は、最大で太陽の八割が欠ける部分日食となります。皆既日食は金環日食に比べて回数が結構多く観測されるものでございますが、青森市で八割が欠ける日食につきましては、昭和三十八年七月二十一日の早朝に観測されましたものが最近になります。青森市の金環日食で前回のものは平安時代まで遡りますけど、約九百八十六年ぶりになります。また今後、金環日食が青森市で見られるのは約二百二十年後の二〇三〇年ということで、二度と見られないのが実情であり、今日の新聞等でも話題になっているところでございます。

五月二十一日に青森市で日食がおきる時刻は、朝六時二十八分頃から欠け始め、七時四十五分頃が最大となります。九時十三分頃に終了となる予定でございます。最大で欠けたときの明るさは、夕暮れ前ほどの明るさで、真っ暗になるというわけではございません。事務局におきましては、各学校に通知文を出したり、校長会を通して日食の観測の際には、直接太陽を見ないこと、又は鏡などで壁に映した太陽の形を観測するなどの注意喚起を行っておりますが、今回の観測は通学時間に重なることから、通学時におきまして、日食に気をとられて歩道から車道に踏み出したり、また、日食に気をとられている車が歩道に乗り上げる等の交通事故が心配されることから、児童生徒の交通事故に対する注意喚起の通知文に含め、各小中学校に安全確保について十分に留意していただくよう呼びかけているところでございます。各学校では、登校時ポイントに教師が立つなどの対応を計画しているところでございます。

以上、五月二十一日の金環日食についての事務局の対応を報告させていただきました。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員

集団でこれを観測するという計画はございませんでしょうか。

指導課長

中学校におきましては、早い時間に学校の方で観測会を行うという計画もあるようですが、小学校に関しましては運動会も

近いことで、この週の土曜日曜が運動会のピークになりますので、自分たちで見るとか、または映像を通しながら後から自分で生かすというところもあるようです。

西村委員

ありがとうございます。今お話をいただいたような事を、授業の中で十分活用していただきたいというふうに思います。せつかくの機会ですので、できるだけ子ども達の記憶に、或いは知識の中に残していただきたいと思います。

委員長

その他、特になければ、次回の定例会の日程について、協議をお願いします。

総務課長

次回の定例会の開催につきましては、六月二十八日木曜日、午後四時から、場所につきましては、教育研修センター四階第二研修室で開催したいと思います。

委員長

委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がございませんので、次回は、六月二十八日木曜日といたします。

それでは、これより非公開の会議に入りたいと思います。

先ほど、議案第二十一号から議案第二十三号につきましては、非公開の会議にすることといたしましたので、青森市教育委員会議規則第十五条第二項の規定に基づき、委員及び事務局職員を除き、傍聴人、記者の皆様は退室をお願いします。

(別冊 非公開の会議参照)

平成二十四年五月十六日開催の平成二十四年第五回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十四年五月二十九日

書 記

小豆畑 世津子

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十四年六月二十六日

署名委員

石 澤 千鶴子

署名委員

月 永 良彦